
若草8丁目町内会会則

平成30年3月21日

若草8丁目町内会

若草8丁目町内会会則

第1条 (名称)

本会は若草8丁目町内会（以下本会という）と称する。

第2条 (目的)

本会は、会員相互の親睦を図り、明るく住みよい街づくりを目指し、環境の向上に努め、福祉の増進に協力しあい、豊かなコミュニティを作りあげていくことを目的とする。

第3条 (組織)

本会は、町内全住民を会員として構成する。

2、会員が、総会の議決等、本会の権利義務を行使する場合は、1戸につき1票の議決権を有するものとする。

第4条 (事業)

本会は、第2条の目的のため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦と連絡に関すること。
- (2) 会員の生活環境の充実及び改善に関すること。
- (3) 慶弔に関すること。
- (4) 関係公共機関および各種団体の取り組みで、住民参加が必要な事業への協力。
- (5) まちづくり協議会事業への積極的参加と、目的達成に必要な連絡と協議に関すること。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

第5条 (役員)

本会に次の役員をおく。その任期は1年とし、再任を妨げない。

会	長	1	名
副	会 長	1	名
会	計	1	名
環 境 美 化 委 員		1	名
交 通 防 犯 委 員		1	名
体 育 振 興 委 員		1	名
社 会 福 祉 委 員		1	名
青 少 年 育 成 委 員		1	名
人 権 教 育 推 進 委 員		1	名
防 災 担 当 委 員		1	名
班	長	各	班1名
会 計 監 査		2	名

第6条 (役員を選出)

本会の役員は、自由立候補及び輪番制とし、選出方法は別に定める。

(留意事項)

輪番制で選出する場合でも、健康に日常生活を営んでいる方の中から選考する配慮が必要である。

第7条 (役員の仕事)

役員の仕事は次のとおりとし、その部門における町内会の代表として事業の遂行にあたる。

(1) 会長

- ・ 本会を代表し会務を統括する。
- ・ 志津南学区まちづくり協議会の理事の任につく。
- ・ 市行政事務委嘱の町内会代表者の任につく。
- ・ 若草地区集会所管理規則に定める集会所管理委員の任につく。
- ・ 若草・岡本西地区協働活動委員の任につく。
- ・ 若草・岡本西地区自主防災連合会の構成員の任につく。

(2) 副会長

- ・ 会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
- ・ 町並み保存委員（町内委員）を兼務する。
- ・ 志津南学区まちづくり協議会のふれあい推進委員を兼務する。
- ・ 志津南学区まちづくり協議会の代議員の任につく。

(3) 会計

- ・ 本会の会計事務を行う。
- ・ 役員会の議事録を作成する。
- ・ 志津南学区まちづくり協議会の代議員の任につく。

(4) 環境美化委員

- ・ 環境衛生全般に関すること。
- ・ ゴミステーションの維持管理。
- ・ 道路・公園の環境美化、ならびに公園の維持管理に関すること。
- ・ 集会所の維持管理。
- ・ 志津南学区まちづくり協議会環境美化委員会の委員の任につく。

(5) 交通防犯委員

- ・ 交通安全・防犯に関すること。
- ・ 志津南学区まちづくり協議会交通防犯委員会の委員の任につく。

(6) 体育振興委員

- ・ 教養娯楽とレクリエーションに関すること。
- ・ 会員の健康維持・増進に関すること。
- ・ 志津南学区まちづくり協議会体育振興委員会の委員の任につく。
- ・ 若草・岡本西地区スポーツまつり実行委員会の任につく。

(7) 社会福祉委員

- ・ 社会福祉に関すること。
- ・ 敬老関係の行事、及び共同募金や年末助け合い運動への協力。
- ・ 高齢者団体との連絡協議を行い、その活動に協力する。
- ・ ボランティア団体への協力。
- ・ 志津南学区まちづくり協議会社会福祉協議会の委員の任につく。

(8) 人権教育推進委員

- ・ 人権教育の浸透と活性化に関すること。
- ・ 人権教育に関する各種講演会への参加。
- ・ 町内学習懇談会の開催。
- ・ 人権問題の啓発活動。
- ・ 志津南学区まちづくり協議会人権教育推進委員会の委員の任につく。

(9) 青少年育成委員

- ・ 青少年の健全育成を図るための各種活動。
- ・ 社会環境浄化を図るための各種活動。
- ・ こども110番の運営管理。
- ・ 「ふれあいパトロール」の運営管理。
- ・ 子ども関係の事業への参画（子ども会との連携）。
- ・ 志津南学区まちづくり協議会青少年育成委員会の委員の任務につく。

(10) 防災担当委員

- ・ 防災に関すること。
- ・ 自主防災規約の定める事業に関すること。

(11) 班長

- ・ 班員を代表して班を統括し、班内の連絡協議を行う。
- ・ 環境美化、体育振興、社会福祉、青少年育成委員の補佐として任務に協力する。

(12) 会計監査

- ・ 会計監査2名は前年度役員の中から選任する。
- ・ 本会会計の監査のみを行い、総会にて報告する。

第8条（町並み保存委員の選出）

若草地区町並み保存規則に定めるところの町並み保存委員を選出する。

- (1) 町並み保存委員（町内委員）は、副会長がその任につくものとする。
- (2) まちづくり協議会から推薦を受けた町並み保存委員（専任委員）の承認は、町内会役員会にて行うものとする。

第9条（顧問）

本会は、顧問をおくことができる。顧問の任命は役員会の議決で行い、任期は役員に準じる。

- 2、顧問は会長の諮問役として、会長に意見を具申することができる。

第10条（会議）

本会の会議は総会及び役員会とする。

- (1) 総会は年一回開催し、必要に応じて臨時総会を開催できる。
- (2) 役員会は必要に応じて、会長がこれを召集する。

第11条（議事）

総会は、会員の過半数の出席（委任状を含む）によって成立し、議事は多数決によって決める。可否同数の場合は議長がこれを決定する。

- 2、役員会は、定数の三分の二以上の出席によって成立し、議事は多数決によって決める。可否同数の場合は会長がこれを決定する。

第12条（議決事項）

総会において協議または議決する事項は次の通りとする。

- (1) 役員を選出に関すること。
- (2) 会則の改廃に関すること。
- (3) 事業計画に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) その他本会の運営について重要な事項。

第13条（経費）

本会の経費は会費、寄付金、その他の収入によってまかなう。

2. 本会の会費は、一戸あたりの会費とし、その額は施行細則に定める。但し、必要ある時は臨時会費を徴収することができる。

第14条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第15条（会則の改廃）

本会則は総会において、出席者の過半数の同意を得て改廃することができる。

第16条（施行細則）

本会則の施行について必要な細則は役員会が定める。但し、会費の変更は総会で決定する。

付則

本会則は平成11年4月1日から施行する。

改正記録	平成15年3月16日	役員役割の改正 婦人部の廃止および社会福祉広報部を社会福祉部と広報部に分離
	平成17年3月27日	自治連合会会則・各種団体の関係の整合性を整理、会費の構成項目を明記、役員選出に当たっての留意事項を追加。
	平成18年3月27日	若草地区町並み保存規則施行に伴う町並み保存委員に関する事項
	平成20年3月16日	広報部長の廃止と防災部長の新設
	平成24年3月18日	まちづくり協議会への移行に伴う変更
	平成25年4月13日	まちづくり協議会の会則改正に伴う委員会、委員の名称変更 に整合性を持たせ役員名称を変更 自主防災会規約と重複する項目を削除
	平成26年3月22日	まちづくり協議会の会則改正に伴う志津南学区への名称 変更 に整合性を持たせ本文中の「志津南地区」を「志津南学区」へ変更及び会長、会計、班長の役割を改正
	平成28年3月21日	まちづくり協議会の会則改正に伴う名称変更 に整合性を持たせ組織名を変更
	平成29年3月20日	7条（8）役員 の任務改定 体育振興委員の任務に若草・岡本西地区スポーツまつり 実行委員会の任につくを追加。
	平成30年3月21日	第7条 役員 の任務改訂 （2）副会長の任務に以下を追加 志津南学区まちづくり協議会の代議員に任につく。 （3）会計の任務に以下を追加 志津南学区まちづくり協議会の代議員に任につく。 （11）班長の任務の以下を削除 志津南学区まちづくり協議会の代議員に任につく。

若草8丁目町内会会則施行細則

第1条（目的）

本細則は、若草8丁目町内会会則の規定に基づき、本会の運営及び業務の執行について、会則の定めなき補足的条項を定めることを目的とする。

第2条（会費）

本会則第13条の2項に掲げる会費に関して、次のように定める。

- 1、・1戸あたり会費 1戸建て：4800円/年（2400円/半期）
・徴収方法 毎年4月と10月に半年分一括徴収
- 2、会費の構成要素は次の通りとする
 - (1) 町内会運営費 1戸あたり：2600円/年
 - (2) まちづくり協議会会費 1戸あたり：1000円/年
 - (3) 若草・岡本西地区協働活動費 1戸あたり：300円/年
 - (4) 集会所維持管理費 1戸あたり：900円/年
- 3、転入・転出時の会費取り扱いについて、次のように定める。
 - (1) 転入の場合、徴収月（4月、10月）から徴収する。
 - (2) 転出の場合、払い戻しはしない。但し、徴収月の場合は徴収しない。

第3条（弔慰金）

本会会員が死亡したときは、会員の届け出により、下記の金額の弔慰金及び供花を贈る。

- ・弔慰金 5,000円
- ・供花 10,000円程度

付則

本施行細則は平成11年4月1日から施行する。

改正記録	平成15年3月16日	第5条を削除し第6条を繰り上げ
	平成17年3月27日	自治連合会会則・各種団体の関係の整合性を整理、会費の構成項目を明記。
	平成18年3月	日 若草地区町並み保存規則施行に伴う関係事項
	平成20年3月16日	各種団体役員就任関係を本則に整理記載
	平成24年3月18日	まちづくり協議会への移行に伴う変更
	平成25年4月13日	会費の構成項目を明記。
	平成26年3月22日	志津南学区まちづくり協議会へ移行に伴う構成項目の変更
	平成28年3月21日	会費、会費の構成要素、転入・転出時の会費取り扱いの変更
	平成30年3月21日	まちづくり協議会会費1戸あたり1500円から1000円に変更に伴い、会費を5100円/年から4800円/年に変更

若草8丁目町内会掲示板管理規定

第1条（目的）

本規定は、若草8丁目町内に設置された掲示板の管理及び使用方法を定めるものとする。

第1条（維持管理）

設置されている掲示板の維持管理は、町内会長の責任において行うものとする。

第2条（使用手続き及び許可）

使用の手続き及び許可は次のとおりとする。

- (1) 若草全町内の掲示板使用にあたっては、まちづくり協議会副会長の許可を受け掲示するものとする。
- (2) 各町内会の掲示板使用にあたっては、町内会長の許可を受け掲示するものとする。但し、まちづくり協議会会長が所属する町内会においては、町内会長の代わりに町内副会長の許可を受けるものとする。
- (3) 使用者は申請時に、掲示物（掲示内容記載済みに限る）を提示し、前項の承認者の許可印を受けるものとする。
- (4) まちづくり協議会副会長及び町内会長が不在の時は、まちづくり協議会会長及び町内副会長の許可を受けるものとする。
- (5) 掲示内容の許可判断が困難な場合は、まちづくり協議会会長の決済を受けるものとする。

第3条（使用許可の制限）

管理者は次の事項に該当する場合は、使用許可しない。

- (1) 政治、宗教等に関するもの。
- (2) 管理者が適当でないと認めたとき。

第4条（使用者の責務）

使用者は掲示板を使用するにあたり、以下の事項を遵守する責務を有する。

- (1) 申請時に掲示期間を明示すること。
- (2) 掲示期間経過後は、使用者の責任において掲示物を速やかに取り除くものとする。

第5条（規定の改廃）

本規定の改廃は総会で出席者の過半数をもって議決するものとする。

付則

本規定は平成11年4月1日から施行する。

改正記録 平成24年3月18日 まちづくり協議会への移行に伴う変更